

様式第1号（第4条関係）

令和 年 月 日

宇佐市地域活動団体登録申請書

宇佐市長あて

申請者 団体名

代表者氏名

印

電話番号

活動の目的と内容を理解した上で、宇佐市におけるおおいた動物愛護センター拠点型手術事務要領第4条の規定により、次のとおり地域活動団体の登録を申請します。なお、申請において裏面の誓約書について同意します。

団体名			
主たる構成員	氏名	住所	電話番号
※その他構成員については別紙名簿を提出してください。			
活動場所 (地図を添付して ください)			
給餌時間	時～ 時～	時 ， 時	時～ 時
糞尿処理の時間	時～ 時～	時 ， 時	時～ 時
その他			

※裏面があります。必ず読んでください。

(裏面)

## 誓 約 書

- 1 「宇佐市におけるおおいた動物愛護センター拠点型手術事務要領」第2条各号に定める要件を満たしていることを誓います。
- 2 登録の廃止は、管理している猫が全て死亡、または他の団体等へ管理承継した後とすることを誓います。
- 3 不妊去勢手術に関して、以下のことについて内容を確認し、同意します。
  - 1) 申込者が、手術を行った猫に手術済みであることが外見から判断できる措置である耳先カットの実施に同意すること。  
※耳先カットとは一度不妊手術した猫を間違つてもう一度捕獲しないためのしるしです。耳の先端をV字にカットします。(雄は右側、雌は左側) 地域住民に手術済みである証明となり、地域猫活動などについて理解を得やすくなります。
  - 2) 手術を行う際、飼主のいない猫は健康管理が十分とは言えず、また人に慣れていないため、ショック死等などの恐れがあります。
  - 3) 猫の状態により、手術が行えない場合があります。
  - 4) 猫がすでに手術済みであることが判明した場合でも耳先カットを行うこと。
  - 5) 猫の捕獲は、各自で行うこと。
    - ・猫の捕獲運搬の際には手袋等により怪我のないように注意してください。
    - ・捕獲器の蓋はしっかりと止めて逃げ出さないようにしてください。
    - ・猫は、必ず捕獲した場所に開放すること。
  - 6) 飼い主のいない猫を対象としています。首輪や名札があるものや特定の人には継続的に世話をされているなど飼い主がいる可能性のある猫は手術できません。飼い主のいない猫であることを確認すること。

第2条 この要領において、地域活動団体とは、地域において所有者不明猫を適正に管理する活動を行うために当該地域に住所を有する者2名以上で組織された団体（以下「地域活動団体」という。）で、次に掲げる要件の全てを満たし、当該地域の自治会への説明を行ったものをいう。

- (1) 所有者不明猫の減少を図り、住民の良好な生活環境を保全することを目的としていること。
  - (2) 所有者不明猫の適正な飼育及び動物愛護への理解と普及啓発に寄与することを目的としていること。
  - (3) 同条第1号または第2号に掲げる目的のため、同条第2項各号に掲げる活動を行っていること。
- 2 この要領において、同条第1項第3号に掲げる活動とは、次の各号に定めるところによる。
- (1) 所有者不明猫の繁殖抑制を図るため、所有者不明猫の不妊去勢手術を推進する活動
  - (2) 所有者不明猫の餌及び排泄物の適正な管理のための活動
  - (3) 同条第2項第1号または第2号に掲げる活動に対する地域住民の理解を得るための 啓発等の活動